

平成25年度 第2回福岡市こども・子育て審議会 会議録

【期 日】平成26年2月4日（火） 14:00～16:00

【場 所】福岡国際ホール14階「イベントホール」

【出席者】

○委員25名

針塚委員長、荒木委員、池内委員、池田委員、井上委員、上田委員、大谷委員、
柿迫委員、勝見委員、川原委員、木下委員、桑原委員、古賀委員、小柳委員、
重富委員、調委員、菅委員、杉原委員、谷口委員、中村委員、中山委員、山口委員、
山田委員、横山委員、渡辺委員

※欠席委員12名

松浦副委員長、安部委員、大原委員、田中委員、樗木委員、藤田委員、増田委員、
松田委員、元山委員、森住委員、山崎委員、山下委員

○市関係者

吉村こども未来局長、河口こども部長、武藤子育て支援部長、藤林こども総合相談セ
ンター所長、他関係課長

【次第】

○議題 第4次福岡市子ども総合計画について

（開会）

（事務局）皆様こんにちは。皆様におかれましては、本日、大変お忙しい中、本審議会
にご出席賜りまして、まことにありがとうございます。ただいまから平成25年度第2
回福岡市こども・子育て審議会を開会させていただきます。

私は、こども未来局こども部長の河口と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、ご報告でございます。本審議会につきましては、福岡市こども・子育て審議会
条例第6条第3項の規定に基づきまして、委員の2分の1以上の出席が必要となってい
ます。本審議会委員は37名でございまして、本日は24名の委員の皆様のご出席を賜っ
ております。したがって、本日の会議は成立しております。

それでは、会議の開会に当たりまして、こども未来局長の吉村よりご挨拶を申し上げ
ます。

（こども未来局長挨拶）

(議題：第4次福岡市子ども総合計画について)

(事務局) それでは、早速、会議に入らせていただきます。福岡市こども・子育て審議会条例第6条第1項の規定により、委員長に議長を務めていただくことになっております、針塚委員長、会議の進行をよろしくお願い申し上げます。

(委員長) それでは、どうぞよろしくお願い申し上げます。では、早速ではございますが、本日の議事に移させていただきます。

お手元の資料でございますように、本日の議題は、第4次福岡市子ども総合計画についてでございます。審議会の時間は、約2時間を予定しておりますが、できるだけ円滑に進めさせていただきたいと思いますので、どうぞご協力お願いいたします。

では、議題に入ります。まず、市長からの諮問書について、局長からよろしくお願いいたします。

(事務局) 本日は、高島市長の代理として、こども未来局長から針塚委員長に諮問書をお渡しいたします。諮問書の写しは、皆様のお手元の議題資料1としてコピーをつけさせていただきますので、ご覧いただきたいと思います。

(諮問書)

福岡市こども・子育て審議会委員長 針塚進様。

第4次福岡市子ども総合計画の策定について（諮問）。

福岡市においては、平成22年に計画の見直しを行い、「新・福岡市子ども総合計画」を次世代育成支援対策推進法に基づく後期行動計画として策定し、子ども施策を推進してまいりました。

このたび、平成27年度からスタートする「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ、より市民ニーズを反映し、子ども・子育てをめぐる課題の解決に向け、子ども施策を総合的、計画的に推進するため、「第4次福岡市子ども総合計画」を策定することとしております。

つきましては、第4次福岡市子ども総合計画を策定するにあたり、貴審議会に意見を求めます。

福岡市長 高島宗一郎。

どうぞよろしくお願いいたします。

(委員長) それでは、ただいま諮問をお受けいたしましたので、早速でございますが、

事務局から諮問内容についてのご説明をお願いいたします。

(事務局より諮問内容について説明)

- ・福岡市の子どもに関するデータ

議題資料3 第4次福岡市子ども総合計画（素案）

参考資料1 子どもに関するデータ

- ・ニーズ調査の集計速報の概要

参考資料2 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査、青少年の意識と行動調査 集計速報（概要版）

- ・計画（素案）の概要

議題資料2 第4次福岡市子ども総合計画（素案）概要

(委員長) これから、今ご説明いただいたことについて、まずご質問を受け、その後、審議に入りたいと思います。なかなかご質問と審議が分割できないところもありますが、まず初めに、長時間にわたった今のご説明について、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(委員) 総合計画（素案）の概要の2枚目でございます。前計画からの主な変更点として、ポイント2に、計画の対象を子どもから若者（おおむね30歳まで）に拡大するという記載がございます。これは非常に大切なことだと思います。問題を抱えたお子さんを持っている親御さんたちは、子どもの間にはいろいろな機関に相談ができますが、成人して相談ができる場所がぐっと狭まる、しかしながら、困っていることには変わりはないということだと思います。そういうことで、30歳まで拡大して取り上げていくことは非常に重要だと思うのですが、具体的に、この計画の中ではどういったところに出てくるのかをお聞きしたいと思います。

(委員長) 事務局の方、よろしいでしょうか。今の点についてお願いいたします。

(事務局) 若者についての計画でございますが、概要で説明させていただきます。概要の3ページの右側、5、子ども・若者の支援に（4）子ども・若者の自立支援という項目を設けております。素案では39ページに掲げております。もう一つ、素案でいきますと73ページ、5、子ども・若者の社会的自立に向けての取組の中の（1）子ども・若者の主体性の醸成と職業観の育成としており、主にこの二つのところに若者を入れているところでございます。

(委員長) ありがとうございます。よろしゅうございますか。どうぞ。

(委員) 場所はわかりました。ひとつ可能でしたら、お願いでございます。児童相談所においても、発達障がいの子に関する相談の比率が非常に増えています。保護観察所などが扱う非行の問題では、成長するとともに比較的非行をしなくなる、自立していくという面があるのですが、発達障がい等の障がいを持った方は社会適応に長い期間を要します。おそらく成人しても支援が必要な人がかなりの数にのぼるのではないのでしょうか。特定の機関に通所していれば大丈夫ということではなく、いろいろな立場の人がかかわっていく、複数の方が地域の中でかかわっていく、こういうことが非常に重要になると思います。

発達障がい等で社会に適応できないでいる人、特に、特定の問題行為にのめり込んでしまっ、それが犯罪行為であったり性犯罪であったりしても、被害者の痛みなどが想像できずに繰り返してしまう人がいます。そういった人たちには、周囲のいろいろな方々が善意でかかわっていくことが非常に重要です。例えば、市内のボランティアの方がそういった方にかかわるボランティア制度が導入されるような、そういった面も視野に入れた議論ができますと、多くの親御さんが助かると思います。

(委員長) ありがとうございます。今、委員からご指摘いただきましたことは、目標1及び目標3にかかわっていますが、ある意味では、審議内容にもかかわってまいります。時間もそうありませんので、今のように、質疑とその後の審議も少し絡めて進めさせていただきますてもよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

(委員長) 審議を含めてということとさせていただきますたいと思います。それでは、ご質問とご意見等がございましたら、どうぞお願いいたします。

(委員) 今のご意見に関連してです。概要の3ページの目標1で、左側の現状と課題の二つ目の2行目についてです。「特に、発達障がいについての相談は10年前の約3倍になっており」とあり、その後に「さらなる未就学児の療育体制の整備が急務となっています」という記載になっています。発達障がいは、未就学児に対する支援はもちろんですが、少年期から青年期、成人してからまで含めて、長いスパンでの相談体制や支援体制が必要だと思います。ですから、発達障がいについては未就学児に限らない取り組みを明確にしていいただければと思います。

それと、これはお尋ねも含めてですが、本審議会で総合計画について議論していくわけですが。私は議会人で、議会でも議論していますが、気になる部分があります。既に具体的に市が取り組んでいる施策を踏まえ、さらなる次の計画をつくっていくということだと思うんですが、今年度から来年度にかけての待機児解消の取り組みが、今、当局によって鋭意進められているという説明を受けていますし、議会でも審議しています。そして、新制度の先取りということで、新制度の内容にかかわるものが、既にこの4月からの福岡市の保育や幼児教育にかかわって取り入れられることが具体化されてきております。

新制度を本市においてどうするかは、まさに本審議会で意見が出せるものだと私は認識してしまして、そういう手順を踏んでつくっていくものが、この計画になるんだろうと思っています。それなのに、先取りをするということです。「国の制度にのっとって」という説明ですけれども、例えば待機児解消というくくりでは、幼稚園へ長時間預かり保育をお願いする、あるいは小規模保育事業ということでは、保育ママの変形型の実施ということが、この4月から行われようとしています。既に補正予算が計上され、議会では可決されました。いろいろお尋ねすると、「これは新制度の先取りです」という説明をこども未来局もされるし、国のいろいろな文書を見ても、待機児解消加速化プランの一部は新制度の先取りだということが明記されています。

本審議会で何の説明もご相談もない中で、当局が新制度の中身の具体化を進めることについて、私は、手順が違うのではないかと議会では意見申し上げました。しかし、当局は、問題ないという認識でした。

これを各審議委員の皆様方がどうお考えになるかも、できればお聞きしたいんですが、私は審議会の形骸化につながってはならないと思います。ですから、大事な手順も踏まえながら、少なくとも臨時に審議会の方々に集まっていただいて、待機児解消のためにはどうしてもこれが必要だということで、「本格的議論はこれからだけれども、新制度の一部をやってみたいがどうか」というお諮りがあるべきではと思っています。問題認識を含めて、改めて当局の見解があればお聞きした上で、委員長含めて、皆様方のご意見も少し聞ければという要望でございます。

(委員長) 今の委員のご発言の内容と申しますのは、本日の議題自体に直接ではないんですが、関連することだと思います。今日は少し時間的に押しておりますし、第4次子ども総合計画の素案の基本的な認識についてご審議いただいておりますので、まず、そちらを先にさせていただいて、その後、今の委員のご指摘については、後半のわずかな時間ではございますけれども、時間をとって、事務局及びそれぞれの委員の皆様方にご意見いただきたいと思います。そのような進め方でよろしゅうございましょうか。

(委員) 私は構いません。

(委員長) すみません、本日は素案の総論について皆様方からご意見いただきまして、それをもとに各目標に向けて各委員会で進めていくという段取りでございますので、今、ご説明いただきました素案の総論の部分について、それぞれのご意見をいただきたいと思います。そして、今の委員からございました問題につきましては、時間が許す限り、後半のほうでさせていただければと思っております。では、まず、ご質問をお願いいたします。

(委員) 私も、目標1の現状と課題の2つ目の、今、委員がおっしゃったことは非常に気になっております。全ての年齢層もそうでしょうが、就学前の子どもを預かっている立場として、「10年前の3倍」とありますが、目に見えてその数が増えていることを目の当たりにしております。

最後に事業目標を掲げていますが、目標1のところに「発達障がいに対する支援」のような言葉は明記できないのでしょうか。

(委員長) 事務局の方、今のはよろしゅうございましょうか。目標1の4のところをもう少し明確にということですか。発達障がいの支援について、「発達障がい児とその家族の支援」というのが、目標1の4の「障がい児支援」の中には書き込んではあると思うんですが、もっと違ったところで書き込んではどうかということございましょうか。

(委員) すみません、6ページの事業目標のほうです。目標1に、例えば、発達障がいに対する支援のような言葉が記載できないのかという質問でございます。

(事務局) 事業目標につきましては、先ほど申し上げましたとおり、今後、委員の皆様のご意見を伺いながら設けていきたいと思っておりますので、検討させていただきます。

(委員長) よろしいですか。

(委員) ありがとうございます。

(事務局) すみません、補足いたします。6ページに、事業目標（子ども・子育て支援法の必須項目）とありますが、これは国の必須項目でございます。ですから、こちらの

ほうには入れづらいので、入れるとすれば、左側の事業目標（福岡市独自項目）に入れる形になると思います。ただ、これが指標として表せるかは、ひとつ皆様方にご議論いただく内容かと思います。

（委員長） ありがとうございます。それでは、各目標の専門委員会でも、またご検討いただくということで、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

（委員長） ほかにはいかがでしょうか。

（委員） 議題資料2，計画（素案）概要の2ページ目です。「福岡市がめざすそれぞれの姿」に、まち、子ども・若者、大人というくくりがあります。そして大人の中に、子育て家庭、それ以外の地域社会、それから「事業者」とありますが、この事業者のイメージがよくつかめないんです。企業のことを言っているのか、それ以外のことを言っているのかわからないので、もう少し説明していただけないでしょうか。

（委員長） ご質問はよろしゅうございますか。どうぞよろしくお願いします。

（事務局） おっしゃるとおり企業をイメージしております。

（委員） 企業となると、その内容についてあまり書かれていませんで、ワーク・ライフ・バランスのあたりに少し書いてあるだけなので、わざわざこのように取り上げて書けるような項目になっていないのではないのでしょうか。少しそのあたりが弱いのではないのかという感じを受けたんですが。

（事務局） 「事業者」は、株式会社だけではございません。例えば幼稚園、保育園を運営していらっしゃる社会福祉法人などの子育てにかかわる事業者や支援者を含んだところでございます。

（委員長） 委員、よろしいですか。

（委員） それをもう少しわかるように書いたほうがいいと思います。これでは全然わかりません。

(委員長) わかりました。非常に大きな概念になっているので、もう少し特定できるような記述の仕方をしていただければというご要望ということでございましょうか。

(委員) はい。

(委員長) ありがとうございます。

(委員) 4 ページの施策の方向性の幼児教育・保育の充実の2 番目に「保育士等の人材確保」があります。今これは非常に大きな問題で、ほんとうに保育士がいません。足りないんです。国でも非常に問題にはなっております。今、国の子育て会議のほうで、いろいろと公定価格の議論があっていて、その骨格が今年度中には固まるのではないかと出ておりますが、この辺について、全国何十万人という保育士が今、働いているんですが、底上げだとか基本的な処遇の改善についてのめどが立たず、はっきりと見通せません。なかなか難しい部分はあるとは思いますが、福岡市でもこれは大きな問題で、市では保育士あっせんの支援センターを設け非常に実績が上がっております。ですから、この辺のパイプラインを大きくできるような具体的な施策がないかといつも思っています。

人材の供給、人材の根がしっかりとないと、教育・保育の施策の拡充、施設の整備、量的拡充など、形だけつくっても、中身になかなか意味をなさないのではないのでしょうか。この辺について、充実した一つの形が議論の中で出てこないかと思っております。

それから、6 ページの事業目標の国の必須項目ですが、目標2 の3 番目に「一時預かり事業」とあります。これはどういう形で、どういう手法でされるのかがまだよく見えてないと思うんです。今、確かに、既存の保育園の中で一時預かり事業はやっていますが、量的にしっかりとやっていこうとするには、なかなか難しいところがあって、今は待機児童のほうの器を先に用意しなければいけないという状況がありますので、その辺についてどのような形でやられるのかなと思いました。

基本的に、保育所の運営は、前回も申し上げましたように、この新制度がスタートして、給付制度になると、保育所は市町村との直接契約、委託方式です。非常に公的責任が重いと思っております。ですから、保育所を中心とした形でいろいろな保育施策の拡充をぜひともお願いしたいと思っております。よろしくお願いします。

(委員長) ありがとうございます。委員は、目標2 の専門委員でもございますので、その中でまたご検討いただければと思いますが、とりわけ、今ご指摘いただきました、目標2 の「一時預かり事業」については、今後、検討していただきたいと思います。

では、委員には、次回の目標2の会議において、また細かくご意見いただければと思います。ありがとうございます。

(委員) 弁護士会というよりも、留守家庭子ども会で子どもがお世話になっている保護者としての意見です。先ほどご説明いただきました参考資料2の28ページのアンケートを見ましても、留守家庭子ども会で今後充実してほしいことは、「夏休みなど、学校休業日の開始時間を早めてほしい」が飛び抜けて1位の50.7%というご報告がありました。私のまわりを見ても、子どもが学校に行く時間と同じ8時前に家を出て、保護者の仕事の都合もあると思いますが、学校に8時ごろ着き、その後、学校で時間をつぶしているという子どもを結構目にします。できれば、1学期、2学期と学校に行っている時間と同じ時間に家を出て、ペースを崩さずに夏休みも留守家庭子ども会に行くのが、子どもにとっても、親にとってもよいと思います。現在の開始時間8時30分から早めることが可能かどうか、私は専門委員会目標3のメンバーではありませんが、よろしければ目標3の専門委員会でご検討いただければと思います。よろしくお願いします。

(委員長) はい。ありがとうございました。今のご意見として、目標3のほうでご検討いただく内容としてお願いします。

(委員) 今回のニーズ調査のアンケートが、私の家に小学生の調査が送られてきましたので、答えさせていただきました。前の調査に比べたら、答えながら、ふとほっとするところがありました。

答えの中に「その他」が各部門で出てくるとありますが、この中に、お母さんたちの思いが書かれている部分があると思います。「その他」の内容を知ることができたら、また具体的に考えることもできるのではないかと思いますので、よろしければ、その部分をぜひ出していただけたらと思います。よろしくお願いします。

そして、今回、具体的なことにどこまでこの審議会で踏み込めるのか私は心配しております。留守家庭子ども会の開始時間を早くするところまで話を持っていけるのか、どこまで話が進んでいくのか。精いっぱい、この中でしっかり話し合っていて、このアンケートでの要望が充実できるようにしていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

(委員長) ありがとうございます。委員は目標3の専門委員会の委員でございますので、ぜひ、そのご意見を反映していただければと思います。

(委員) 項目としては目標2の保育のところになると思いますけれども、中身は障がい児保育とも関連します。今、特にひとり親家庭が増えて、しかし、親もキャリア形成も含め働いていきたいという中で、集団保育になじまない障がい児たち、療育を必要とする子どもについての保育の相談が非常に増えてきていると思っています。「保育の充実」の中に、仕事もやめられない、特にひとり親世帯の場合等を含めて、療育を必要とするこれからの保育のあり方等も交えてご検討いただきたいと要望いたします。

(委員長) 特に障がい児保育の問題だと思います。どうしても集団になじまないと判定が出るお子さんがおられるわけです。そういう問題についてどうするか、目標2、あるいはその他のところでもご検討いただきたいというご要望ですので、とどめておいていただけたらと思います。

(委員) 子どもNPOセンター福岡は、子どもに関する課題に取り組んでいるNPOや、市民、個人のネットワークをつくってございまして、「子どもにやさしいまちづくり」を共通テーマにしていろいろな活動を展開しております。「子どもにやさしいまちづくり」とは、ユニセフが世界に呼びかけている運動で、「子どもの権利条約の自治体レベルでの実現」というものです。そういう立場から、私は、子どもに関する施策は、基本的に、子どもの権利条約の理念をベースにすべきだと思います。今回の子ども総合計画も、前回に引き続き、「基本的視点」というところで、「一人ひとりの子どもの権利の尊重」とうたっていますし、また、基本的目標でも、「子どもの権利を尊重する社会づくり」となっております。「子どもの権利」という言葉が出てくるのは、このようなところです。ところが、子どもの権利に関する言葉、子どもの権利を尊重するという言葉が、具体的には専ら子どもの福祉の分野をリードする言葉になっていることにいささか違和感を覚えます。子どもの権利とは、福祉分野に限らず、あらゆる分野に、明確な視点として、位置づけられるべきものだと思います。今回の総合計画は、27年度からの5年も開の目標でもありますので、この点についてもう一度、子どもの権利条約の理念を、今回こそ、共通の理念として、明確に位置づけていただければというのが私の要望です。

子どもの施策は、市民のものでもあると思います。そのようにしますと、市民も共通の理念のもと一緒になって行政と頑張れますし、協働の間口が広がっていくのではないかと考えています。よろしくお願いします。

(委員長) ありがとうございます。委員も目標1の専門委員になっていらっしゃるし、施策の方向性の中の7番、子どもの権利の啓発というところにも関連すると思

ますが、ぜひ、その辺にご意見を反映させていただければと思っております。ありがとうございます。

ほかに総論のところでお気づきのことはございませんか。ご意見等、あるいはご質問でも構いませんが。長時間のご説明もありましたものですから、まだ整理できないところもあると思いますが、特に、総論のところでございますので、各論、各目標は専門委員会で、今のようなご議論もございますけれども、もっと詰めていただきたいと思います。

それでは、特にないようでしたら、先ほど委員から出していただきましたご意見についてです。この辺は市の施策との関係があるし、審議会とも関連があるのではないかというご指摘でございました。長時間預かり保育については、先取りでということでございますが、この審議会の事項とも非常に関わりがあり、ここで審議されないまま進めているのではないかというご意見等もございました。各委員の方々のご意見も承って、また事務局のほうのご意見も聞きたいと思えます。まず、委員の皆様から、先ほどの委員からのご意見につきまして、何かご意見ございますでしょうか。

(委員) 私が発言すると非常に言い訳がましいのですが、あえて発言させていただきます。これは、幼稚園における長時間預かり保育という名前で新聞・マスコミ等にも発表されたと思いますが、そもそも、そのことについては私ども幼稚園連盟と、委員でもいらっしゃいます幼稚園PTA連合会とで、毎年市長に陳情を行っておりました。幼児教育の質を上げるとか保護者の負担軽減といったことに加味して、昨今の待機児童解消について、新設保育所を建てるのもいいけれども、コスト的にもっとお金をかけないで、同じ就学前を預かっている我々幼稚園、認可幼稚園で何か待機児童解消の一助となる施策を打てないだろうか、ぜひそれを検討してくれというものでした。これが発端でございます。

そして、先ほど説明がありましたけれども、たまたま国が打ち出している待機児童解消加速度プランの中に、幼稚園における長時間保育ということがうたわれておりました。今ここで審議しているのは平成27年4月以降についてですが、それを1年間前倒しし、平成26年度に待機児がいる都市はこの案を採用されたらどうかと国が示した案だと思います。

我々幼稚園としても、平成27年4月には、私学助成を受ける幼稚園のまま残るのか、認定こども園になって0歳、1歳、2歳を受け入れる認定こども園になるのか、それは設置者である我々が判断しなければいけませんから、私どもは行政とその辺の話を詰めていって、平成26年4月から1年間、そういう事業に取り組ませていただきたいということで、事が運んでいる次第でございます。

(委員長) ほかの委員の方いかがですか。

(委員) 今回の保育所の申し込み数が前回より1,300人も増えているという状況で、早急に手を打たなければならない時期にあります。ましてや、待機児童というのは、行政の責任事業であると思っております。さらには、国の補助事業ということでもありますので、この審議会を待つのではなく、積極的に行政が行うべきではないかと思っております。やむを得ないと私は感じておりました。

(委員長) ありがとうございました。

(委員) 国から加速化プランということで、このようなものが出ています。いろいろなメニューがあって、先ほど言いました保育士の確保とかもあるんですが、その中に、緊急の措置として大至急やってほしいという国からの要望だったと思います。各自治体でもいろいろな形で取り組みをされていると思うんです。だから、市のほうでそのようにされたんだろうと私は理解しました。

(委員長) はい、ありがとうございます。ほかにはいかがでございましょうか。

(委員) ご意見を数名から賜りました。待機児解消のために市が施策を打つということは、当然あるべきことだろうと思うんですが、この審議会に与えられた役割の一つは、先ほど議論した総合計画をつくる上で、再来年度から本格実施と言われている国からの新制度の提案を踏まえ、福岡市がどうあるべきかを議論し、それを計画に結んでいくということだと思うんです。新制度の中身そのものがどうなのかについて、いまだ全国的にさまざまな議論があっています。そういう中で福岡市の計画をつくっていくわけですが、私が問題だと思うのは、急ぐがあまり、新制度の一部分を既に実施していくことが市の裁量で決められていいのか、ということです。市からの提案で議会で議論し議決をしますが、私は、市がこうやりたいと考えている段階で、少なくとも新制度について唯一有識者として責任ある議論をする本審議会に何の意見聴取もなく、緊急だからということでやっていいのかという問題提起をしているわけであります。

確かに、国の加速化プランということで、支援パッケージの5本の柱という中にこれが入っていて、緊急だから自治体でやっていいよ、金も出すよという話です。しかし、中身には、新制度の先取りだと明確に書いてあるんです。だから、国がやっていいよと言っているけれども、本審議会での十分な議論をお願いしますと諮問しているべきだか

ら、「ここは緊急だからお諮りしませんよ、市の裁量でやりますよ」というのは、かなり乱暴なやり方ではないかなと私は思っています。都合のいいことだけ審議会で議論してくれ、これは自分たちでやりますよ、となってくると、審議会の役割がどうなのかとを感じるわけです。

この審議会の位置づけについても、市が勝手に判断するのではなく、審議会の設置は法定事項です。審議会で新制度にかかわる意見を聞くということが明確に審議会の役割として、法定事項として定められているわけです。この加速化プランのメニューは、新制度の一部分なのに、それをすっ飛ばしていいのかというのは、私は法の考えからも問題があると思っています。

そして、幼稚園で始めていただこうとしているこのやり方については、幼稚園に長時間の預かり保育をお願いするという本市の歴史上初めてのことです。その中身について、子どもたちに安心な保育を提供していただく上で市がどのような補助をするのか、きちんとした人員体制をとっていただけるために市はどうしようとしているのか、そこをオープンにして説明しないまま先に進めることは問題ではないかと思っています。

議会で再三聞くんですが、具体的なことが出てきません。定員が何人になるのかも出てきません。「これは幼稚園さんの判断です」ということで、市がやるといいながら、中身を議会にも説明しません。ましてや、審議会も飛び越してということです。そのようなことがあるので、問題提起をしているということです。

(委員長) ありがとうございます。審議会と行政の施策との関連性、法的な問題については私はよくわかりませんが。私の認識では、このたび諮問を受けていて、皆様方と審議しています。審議会では、今、委員ご指摘のように、第4次子ども総合計画を策定していくわけで、それが私たちに与えられた責務だと感じておりますが、個々の施策について、私どもがいいか悪いかということにつきましては、私ではよくわかりません。

このたびの問題は、新しい計画がまだ策定されていないのに、言ってみれば、今後の新しい計画に盛り込まれるであろう内容について施策の中で進めていかれているがどうか、ということです。確かにそこの中に入っていないのですが、審議会と市の行政的な施策との関連性は、今後、考えていかなければいけないと私は思います。しかし、少なくとも現段階では、計画案は策定されていませんので、それ以前の問題として、委員は議員でもございますので、市の行政的な問題と、それに対応される議会とでご検討いただく以外ないのではないかと私は判断しております。審議会では、諮問された内容については鋭意進めていきたいと思っておりますが、具体的にもう進められている施策については議論できないのではないかと考えております。いかがでございますか。

(委員) 一般論的な具体的な施策ということならあり得ると思うんです。しかし、今回の場合、ほんとうに大規模な子育て施策の改編が行われようとしていて、それを具体化するかどうかという話なので、計画と具体論と両方が慎重に検討されなければならないと思います。

議会でも再三、審議会に失礼ではないかと私は申し上げているんです。そういう認識は市のほうではないということです。皆さんがどのようにお感じか少し聞いてみたかったということもあります。できれば、議会筋で答弁されている当局が、審議会についてはどのような位置づけで捉えているのか、改めて説明いただくことを求めたいと思います。

(委員長) わかりました。今、委員から求められていることは、審議会と施策との関連性について、事務局のほうで何かお考えがあれば、少しお聞かせいただければということでした。よろしくお願いいたします。

(事務局) それでは、私どもの考えを説明させていただきます。私どもが来年度から取り組もうとしておりますプランは、国から国策としてお示しいただいた施策を地方自治体として受けとめ、市民ニーズが非常に高まっている待機児童対策として行政の責任で取り組むべきものだということで進めさせていただいております。かつ、これにつきましては予算が伴うものですから、しっかりと議会にご報告を申し上げて、議会の承認をいただいた上で進めているということです。

私どもといたしましては、市民の皆様方のために、国税、市税などを財源とした施策を全国で展開している中で、福岡市だけが、せっかく提供されたメニューを使わないというのはないだろうという判断のもと、積極的に待機児童対策のために進めさせていただいていると認識しております。審議会には、今日諮問させていただきましたが、平成27年度からスタートする第4次子ども総合計画の策定にあたり、皆様方のご見識を私どもに教えていただいて取り組みたい、ご意見をいただきたいという諮問をさせていただいております。皆様方で私どもを助けていただきたい、支援していただきたいという思いでございます。そして来年度の事業につきましては、行政が責任を持って取り組まさせていただきたいと思っております。

(委員長) ありがとうございます。委員、今のようなご意見をいただきましたが、よろしゅうございましょうか。

(委員) 言ったら尽きませんので、この程度にしておきます。

(委員長) ご協力ありがとうございます。今のお話にもありましたが、平成26年度の施策の問題ということで、私たちが諮問されましたのは平成27年度からの新しい総合計画についてでございます。ただいまご指摘の新しい事業、待機児童対策につきましても、いろいろな形態があるということで、この辺についても、特に目標2の専門委員会ですらに検討させていただいて、具体的に新しい計画にどう反映させていくかということもあると思います。また検討いただきたいと思います。

予定された時間がまいりました。進行が不手際で申しわけございません。十分議論できたかどうかわかりませんが、ただいまの問題等も含め、各目標の専門委員会でも、ぜひ、ご検討いただくということで、総論としてはこの辺にさせていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

(委員長) どうも、ご協力ありがとうございました。それでは、本日の議題につきましてはの審議は以上とさせていただきます。それでは、事務局のほうにお返しいたします。よろしくお願いいたします。

(閉会)

(事務局) 針塚委員長、そして、委員の皆様、本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜り、また、熱心にご議論いただきまして、まことにありがとうございます。

皆様方から今日いただきました貴重なご意見につきましては、議事録を作成いたしまして、公表させていただくことになっております。後日、議事録をメール、もしくは郵便でお送りさせていただきますので、ご確認をよろしくお願い申し上げます。

また、今後のスケジュールでございますが、事務連絡を机の上に置かせていただいております。今後の専門委員会の日程を入れさせていただいております。確認でございますが、次回は3月26日10時からで、目標2の安心して生み育てられる環境づくり専門委員会を開催させていただきます。目標2の委員の皆様におかれましては、恐れ入りますが、事務連絡の用紙に出欠についてご記入いただき、机の上に置いて帰っていただければと思います。今日、スケジュールがわからないということであれば、後日、メール、ファクスでご提出いただいても構いませんので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、4月25日13時半からは、目標3、地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり専門委員会、それから、5月に、目標1、子どもの権利を尊重する社会づくり専門委員会を予定いたしております。日程調整につきましては、改めてご案内

させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして平成25年度第2回福岡市こども・子育て審議会を終了させていただきます。今日はどうもありがとうございました。